

重要事項説明書

社会福祉法人 長寿村

大田翔裕園居宅介護支援事業所

居宅介護支援 重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 03-3736-1216 (月～土曜日 9:00～18:00)

担 当

※ご不明な点は、何でもおたずねください。

居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の事業所番号およびサービス提供地域

事業所名	社会福祉法人長寿村 大田翔裕園居宅介護支援事業所
所在地	東京都大田区東六郷1丁目12番12号
事業所の指定番号	東京都 1371111053 号
管 理 者	坂本 英子
サービス提供地域	大田区

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

	資 格	常 勤	非 常 勤	計
管理者 (主任介護支援専門員)	主任介護支援専門員 介護福祉士 社会福祉士	1名		1名
介護支援専門員	主任介護支援専門員 介護福祉士 社会福祉士	1名		1名
介護支援専門員	介護支援専門員 正 看護師	1名		1名
合 計		3名		3名

3. 営業日及び営業時間

営業日

月～土曜日

(ただし、祝祭日、12月29日～1月3日を除く)

営業時間

午前9時から午後6時まで

※営業時間外については、転送電話にて24時間連絡が可能な体制です。

緊急時は、必ずメッセージを残してください。確認後折り返します。

※ターミナルケア時は、必要に応じて営業日、営業時間以外でも居宅介護支援が可能な体制です。

4. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1)

- ・介護サービス計画作成の依頼
- ・アセスメント（状態・ニーズ・問題）作成
- ・居宅サービス計画案（ケアプラン）作成
- ・サービス担当学会議の開催（居宅サービス計画確定）
- ・サービスの調整（複数の事業所の紹介）
 - ※当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。
- ・サービスの提供
- ・継続的管理、モニタリング

(2) 主な事業内容

- ・居宅サービス計画書（ケアプラン）の作成
- ・介護保険被保険者の要介護認定に係る申請について、申請代行等必要な協力
- ・要介護認定調査（自治体からの委託業務）
- ・要介護状態にある利用者、又は、その家族の相談及び苦情処理
- ・介護保険施設への紹介、その他の便宜の提供
- ・その他、居宅介護支援事業に関する事
- ・地域包括支援センターとの再委託事業

5.利用料金

利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

（居宅介護支援利用料）

【居宅介護支援費（Ⅰ）】

		（単位数）	利用料
居宅介護支援費 Ⅰ	要介護 1・2	1,086	月 12,380 円
（取扱件数 45 件未満）	要介護 3・4・5	1,411	月 16,085 円
居宅介護支援費 Ⅱ	要介護 1・2	544	月 6,201 円
（取扱件数 45 件以上 60 件未満。45 件以上 60 件未満の部分のみ適用）	要介護 3・4・5	704	月 8,025 円
居宅介護支援費 Ⅲ	要介護 1・2	326	月 3,716 円
（取扱件数 60 件以上。60 件以上の部分のみ適用）	要介護 3・4・5	422	月 4,810 円

【居宅介護支援費(Ⅱ)】

ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置を行っている場合		(単位数)	利用料
居宅介護支援費Ⅰ	要介護 1・2	1,086	月 12,380 円
(取扱件数 50 件未満)	要介護 3・4・5	1,411	月 16,085 円
居宅介護支援費Ⅱ	要介護 1・2	527	月 6,007 円
(取扱件数 50 件以上 60 件未満。50 件以上 60 件未満の部分のみ適用)	要介護 3・4・5	683	月 7,786 円
居宅介護支援費Ⅲ	要介護 1・2	316	月 3,602 円
(取扱件数 60 件以上。60 件以上の部分のみ適用)	要介護 3・4・5	410	月 4,674 円

【その他加算】

		(単位数)	利用料
初回加算	1月につき	300	3,420 円
特定事業所加算(Ⅰ)	1月につき	519	5,916 円
特定事業所加算(Ⅱ)		421	4,799 円
特定事業所加算(Ⅲ)		323	3,682 円
特定事業所加算(A)		114	1,299 円
特定事業所医療介護連携加算	1月につき	125	1,425 円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	1月につき	250	2,850 円
入院時情報連携加算(Ⅱ)		200	2,280 円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	1回につき	450	5,130 円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ		600	6,840 円
退院・退所加算(Ⅱ)イ		600	6,840 円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ		750	8,550 円
退院・退所加算(Ⅲ)		900	10,260 円
通院時情報連携加算	1月につき	50	570 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	1月につき 2 回を限度	200	2,280 円
ターミナルケアマネジメント加算	1月につき	400	4,560 円

(1) 交通費

前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(2) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

(3) 支払方法

料金が発生する場合は、月ごとの清算とし、毎月 10 日までに前月分の請求を致しますので、30 日以内にお支払いください。お支払い頂きますと、領収書を発行致します。

支払い方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引き落としの 3 通りのなかからご契約の際に選べます。

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

6. サービスの利用方法

(1) お電話でお申込みください。等事業所職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

7. サービス提供の終了

(1) お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出があればいつでも解約できます

(2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供をさせて頂く場合がございます。その場合は、1 か月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介致します。

(3) 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

(ア) お客様が介護保険施設に入所した場合

(イ) お客様の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合

(ウ) お客様が死亡した場合

(4) その他

事業者は、お客様またはそのご家族が事業者や介護支援専門員に対して、安全配慮義務の観点から、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、わいせつ行為(ハラスメント全般)等、その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができることとする。

8. 当法人の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

基本理念

①利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じその人らしい日常生活を営むことが出来るよう、利用者の立場に立って援助を行います。

②居宅介護支援サービスの実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公平な立場でサービスを調整します。

③関係区市町村、地域包括支援センター・地域の保険・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

④プライバシーの保護に関しては、職員の服務規程に明記し、職員が退職した後も利用者およびそ

の家族に関する個人情報が決して洩れることの無いよう徹底を図ります。

⑤虐待の防止に関しては、事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

⑥身体拘束廃止に関しては、

※サービス提供にあたり、入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、車椅子テーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体的拘束を行わない。

※事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による身体拘束を受けたと思われる利用者を発見した場合は、改善策を講じるものとする。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

ケアプランの作成の手法（全社協在宅ケアプラン作成方法検討委員会作成）

ケアプランの作成の視点（ご利用者およびご家族の視点に立ったプランの作成）

(3) サービス利用のためのポイント

事 項	有 無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出ください
課題把握の方法	有	包括的自立支援プログラム及び全社協
研修の実施	有	年2回の施設外研修 外部研究団体加盟
マニュアルの種類	有	独自に作成
使用する契約書	有	独自に作成

9. 個人情報の取り扱い

(1) 守秘義務

当事業所の介護支援専門員および当事業所の使用する者は、サービス提供をする上で知り得たお客様およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

(2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項

- ・当事業所は、お客様から予め文書で同意を得ない限り、お客様の個人情報を用いません。
- ・当事業所は、お客様のご家族から予め文書で同意を得ない限り、お客様の個人情報を用いません。

(3) 個人情報の利用目的

I、大田翔裕園居宅介護支援事業所内部での利用目的

- ①居宅サービス計画書作成・その作成のために必要なアセスメント・評価に関わる利用
- ②介護保険事務

- ③介護保険サービスに関わる管理運営業務の内
 - (ア) サービス開始・利用終了等の管理
 - (イ) 会計・経理
 - (ウ) 事故等の報告
 - (エ) 介護サービスの向上のために必要な事項

II、他の介護事業者等への情報提供を伴う目的

- ①当事業所が利用者様に提供するサービスのうち
 - (ア) 地域包括支援センター・医療機関・居宅サービス提供事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - (イ) 家族等への心身の状況説明
 - (ウ) 公的機関への諸サービス申請・利用時の情報提供
- ②介護保険事務のうち
 - (ア) 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - (イ) 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答

III、上記以外の利用目的

- ①介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ②当事業所内外で行われる事例研究等
- ③外部監査機関への情報提供

(4) 情報開示について

当事業所は、お客様の求めに従って、お客様ご自身に関する情報（ご利用者記録、サービス提供記録、その他）を開示しております。但し、ご本人あるいは身元引受人でない方（他の家族様等）からのご請求につきましては、書面にてご本人様のご了解を得てからになります。

10. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償に速やかに対応します。

11. サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所の相談・苦情担当：担当介護支援専門員
受付時間 午前9時より午後6時（日曜日除く）電話 03-3736-1216
- (2) その他の窓口
 - (ア) 大田区福祉部 介護保険課
受付時間 午前9時より午後5時まで（土・日・祝日除く）
住所 〒144-8621 大田区蒲田 2-13-14
電話 03-5744-1655
 - (イ) 東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
受付時間 午前9時より午後5時まで（土・日・祝日除く）
住所 〒102-0072 千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階
電話 03-6238-0177

当法人の概要

法人種別・名称 社会福祉法人 長寿村
代表者役職・氏名 理事長 神成 裕介
所在地 東京都足立区入谷 9 丁目 15 番 18 号
電話 03-3855-6363

定款の目的に定めた事業

- 1) 第一種社会福祉事業
 - 1 特別養護老人ホーム
 - 2 養護老人ホーム
 - 3 軽費老人ホーム
- 2) 第二種社会福祉事業
 - 1 老人短期入所事業
 - 2 老人デイサービスセンター
 - 3 認知症対応型老人共同生活援助
 - 4 老人居宅介護等事業
- 3) 公益事業
 - 1 介護老人保健施設
 - 2 通所リハビリテーション
 - 3 居宅介護支援事業
 - 4 地域包括支援センター
 - 5 訪問看護
 - 6 サービス付高齢者向け住宅事業
- 4) 収益事業
 - 1 不動産賃貸業

施設拠点等

1. 特別養護老人ホーム	3 か所
2. 養護老人ホーム	1 か所
3. 軽費老人ホーム	1 か所
4. 短期入所生活介護	3 か所
5. 通所介護	2 か所
6. 認知症対応型通所介護	4 か所
7. 認知症対応型老人共同生活援助	5 か所
8. 訪問介護事業	1 か所
9. 夜間対応型訪問介護事業	1 か所
10. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業	1 か所
11. 看護小規模多機能型居宅介護	3 か所
12. 介護老人保健施設	1 か所
13. 通所リハビリテーション	1 か所
14. 居宅介護支援事業所	5 か所
15. 地域包括支援センター	1 か所
16. 訪問看護事業所	1 か所
17. サービス付き高齢者向け住宅事業	1 か所
18. 不動産賃貸業	1 か所

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業所名
所在地 東京都大田区東六郷1丁目12番12号
名 称 社会福祉法人長寿村 大田翔裕園居宅介護支援事業所
(事業所番号 1371111053)
代表者名 理 事 長 神 成 裕 介 印

説明者氏名 印

私は、本書面により事業所から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け、了承しました。

日付 年 月 日

利用者

住 所

氏 名 印

代筆者

住 所

氏 名 印 (続柄)

代理人

住 所

氏 名 印